Title	戦後における「世界民」思想と日本国憲法論: 人権・民主
	主義・平和のトリアーデ
Author	小林,啓治
Citation	大阪市立大学史紀要. 12 巻, p.3-20.
Issue Date	2019-10-31
ISSN	1884-3522
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学史資料室
Description	
DOI	10.24544/ocu.20200122-007

Placed on: Osaka City University

戦後における「世界民」思想と日本国憲法論 -人権・民主主義・平和のトリアーデー

小 林 啓 治

はじめに

本稿の課題は、端的に言えば、戦後の恒藤の思想を歴史的に位置づけることである。そのために、日米安保体制、民族と民主主義、国家主義と国際主義という三つの視角を設定し、恒藤の認識の特質を明らかにしたい。考察にあたっては、恒藤の思想のみを解読していくのではなく、横田喜三郎の認識との対比を重視する(1)。

横田を比較の対象としたのは、次の三つの理由からである。第1に、恒藤は法哲学者、横田は国際法学者で二人の専門は比較的近く、戦前の国家体制に対して批判的なスタンスをとっていたことである。恒藤が滝川事件で辞職した教授の一人であったことは言うまでもないが、横田は満州事変の国際法的不当性を正面から主張した数少ない国際法学者であった。

第2に、上記のことから必然的に、敗戦によって両者は戦後民主主義の担い手として登場し活躍している。天皇制論や民主主義論など両者の著した論説は、同じテーマに関わるものが多い。そして第3に、これが最も肝要であるが、両者は戦後直後は比較的近い立場から出発しながら、1950年頃から決定的に立場を異にしていく。そのきっかけとなったのは、講和問題であった。横田は全面講和に反対し安保条約容認論を展開するが⁽²⁾、恒藤は全面講和論に立ち安保を強く批判する。

このように、横田と恒藤の対抗関係は国際情勢認識に顕著であるが、さらに一歩進んで、

⁽¹⁾ 平和問題談話会をめぐる横田と恒藤の対抗関係については以下を参照。広川禎秀「恒藤恭と平和問題談話会――戦後平和主義の源流」(鈴木良編『現代に甦る知識人たち』世界思想社、2005 年)、同「恒藤恭と平和問題談話会――時代の傍観を拒否した法哲学者」(『同志社大学人文科学研究所編『戦後日本における行動する知識人――私たちは何を学ぶことができるか』2012 年)。

⁽²⁾ 横田喜三郎の思想を戦前から戦後にかけて跡づけたものとして以下を参照。竹中佳彦『日本政治 史の中の知識人——自由主義と社会主義の交錯(上)(下)』(木鐸社、1995年)、片桐庸夫『横田喜 三郎 1896-1993—理想主義的平和論の軌跡』。両書とも、本稿で主要な課題とする世界民と国際的民 主主義の関係についてはほとんど言及していない。横田の思想的転換については、末浪靖司『対米 従属の正体——九条「解釈改憲」から密約まで 米公文書館からの報告』(高文研、2012年)が詳しい。

なぜそうなるかが解明されなくてはならない。根源的な社会認識の相違があるのか、あるとすればそれはどこに胚胎しているのかを追究するのが本稿の課題である。この点を明らかにすることによって、両者の違いを単に個人の思想の相違として理解するのではなく、戦後国家の選択した路線の問題として解釈する可能性が開けてくるものと思われる。

1. 横田の米軍基地容認と恒藤の安保批判

本章では、横田喜三郎と恒藤恭の安保条約に関する認識の相違を明らかにすることを課題とする。

まず、横田の認識からみておこう⁽³⁾。1947年10月、憲法普及会編の「新憲法体系」シリーズの中の1冊として、横田が執筆した『戦争の放棄』が刊行されている。同会は前年12月に、新憲法の精神を普及・徹底し、国民の啓発運動を行うために組織されたもので、政府関係者、学識経験者、報道関係者で構成されていた。横田も恒藤も理事を務めているが、横田は常任理事でもあった。

『戦争の放棄』において横田は、「新憲法における戦争の放棄は、非常に広い範囲にわたり、また非常に深い程度に及んでいる」とし、軍と軍備が完全に廃止されていることもふまえて、「いわば一〇〇パーセントの戦争の放棄である」とした(4)。1950年の『日本の講和問題』でも、「軍隊も戦力も、いっさいを廃止した精神は、あきらかに、戦争の手段となるものをまったく存在させないということにあ」り、「たとえ外国の軍隊や戦力であっても、戦争の手段となるものを存在させることは、右の精神に反するものといわなくてはならない(5)」と明言した。

ところが、このあたりから横田の九条解釈は、実質的に方向転換といってもよいほどの変化を見せることになる。そのきっかけは、1950年秋に吉田茂首相が外相官邸に少数の政・財・学・言論各界の指導者と軍事専門家の二つのグループを別々に集めて、平和問題に関し意見を交換したことであった(6)。それより数か月前の5月、吉田は蔵相秘書官の宮沢喜一を通じてドッジに私信を伝達した。吉田はその中で、「アメリカ軍を駐留させるという条項がもし講和条約自身の中に設けられれば、憲法上はその方が問題が少ないであろうけれども、日本側から別の形で駐留の依頼を申出ることも、日本憲法に違反するものではない、というふうに憲法学者は申しておる(7)」と述べていた。秋の意見交換の目的は、講和後のアメリカ軍の駐留

⁽³⁾ 米軍基地容認にいたる横田の思想の変化は、末浪前掲『対米従属の正体』が跡づけている (62~81 頁)。この部分については同書の分析に依拠している。

⁽⁴⁾ 横田喜三郎『戦争の放棄』(国立書院、1947年) 84頁。

⁽⁵⁾ 横田喜三郎『日本の講和問題』(勁草書房、1950年) 148頁。

⁽⁶⁾ 西村熊雄『日本外交史 27 サンフランシスコ平和条約』(鹿島研究所出版会、1971年) 81 頁。

⁽⁷⁾ 宮沢喜一『東京―ワシントンの密談から』 (実業之日本社、1956 年、のち中公文庫として 1999 年に復刊) 56 頁。

と9条の関係をどう解釈するかにあったことは間違いない。招集された学者の中には横田も含まれていて、末波は、これが横田の「一八○度転向」を促した直接的原因だととらえている⁽⁸⁾。

その適否はひとまずおき、その後の横田の論説を見ると、主張が転換していることだけは明瞭である⁽⁹⁾。1951年に刊行された『自衛権』では、「憲法には、陸海軍その他の戦力は、これを保持しないとされているが、ここに、陸海軍その他の戦力というのは、あきらかに、日本の陸海軍その他の戦力のことである⁽¹⁰⁾」と述べ、アメリカ軍が駐留することは9条に抵触しないとの意見を表明した。同年の『世界』10月号でも、「外国の軍隊が日本に駐留することは、憲法の規定に触れるものではないといわなくてはならない⁽¹¹⁾」と明言している。

その理由は、「日本が軍事基地や軍事施設を建設し、これを提供すること、その基地や施設が日本に存在することは、日本が戦力を保持するようにも見える」が、「この基地や施設は、外国軍隊が使用するためであって、日本が使用するためではな」く、「外国にとってこそ、戦力となるけれども、日本にとって戦力となるものではない(12)」からであった。こうして、横田は米軍駐留が9条に反しないという論陣を張ることになり、彼自身の国際法学者としての権威とも相俟って、体制側にとっては大変有効な援護射撃となった。

そうした横田の役割をもっとも顕著に表しているのは、砂川事件最高裁判決についての彼 の主張であろう。横田は次のように述べている。

こうして、最後の結論として、アメリカ軍の駐留は、どのような点から見ても、日本の憲法に違反するものでないことが確定された。〔中略〕最高裁判所の判決がこれらのことを明らかにしたことは、もとより、正当であり、当然である。それはたんに原審の伊達判決の誤りを正したばかりでなく、憲法の真の意味を明白にし、確定したという意味で、いっそう重要なものである⁽¹³⁾。

ここで考えてみたい問題は、そもそも彼の論理の中に「180 度転換」につながる要因がなかったのかどうか、という点である。結論から述べると、9 条について早い時期に論じた『戦争の放棄』を見ると、その要因は内在しており、国際的条件次第でアメリカ軍駐留合憲論に導かれるのは、ある意味当然であったともいえる。その意味では、「180 度転換」ではなく、内発的な展開であった。

『戦争の放棄』は5章からなっているが、その最終章「戦争の放棄と日本の将来」第1節「日本の安全保障」は、「日本の安全を保障する方法としては結局において、国際平和機関にたよるということになる」とし、「平和を愛する諸国によって組織される国際平和機関にたよ

⁽⁸⁾ 末浪前掲『対米従属の正体』73頁。

⁽⁹⁾ 以下の横田の論説については、末浪前掲書が列挙している。

⁽¹⁰⁾ 横田喜三郎『自衛権』(有斐閣、1951年) 210頁。

⁽¹¹⁾ 横田喜三郎「駐兵は認めても再軍備は避けなければならぬ」(『世界』1951年10月号)。

⁽¹²⁾ 横田喜三郎「日本の安全保障」(『国際法外交雑誌』51-1、1952年) 18 頁。

⁽¹³⁾ 横田喜三郎「戦争放棄の限界――砂川事件を中心として」『外交時報』972、1960年) 16 頁。

り、それが侵略戦争を防止し、世界の平和を確保することによって、日本の安全も保障されるのである⁽¹⁴⁾」と述べている。ここに見られる国際連合への強い信頼は、国際連盟よりもはるかに「進歩した機構」であり、「将来もますます強化される見こみ」があるという判断に支えられている。将来も強化されるという予想の根拠として、アメリカが熱心にこれを支持し指導的な役割を演じていること、原子爆弾などの強力な破壊兵器の発明によって国際平和機構を強化すべきことが、絶対的な必要となっていることをあげている⁽¹⁵⁾。

要するに、横田の安全保障論は、「たよる」という言葉に端的に示されているように、基本が「人頼み」であるところに本質がある。このような論理でいけば、国連の強化という条件が喪失すれば、何かそれに変わりうるものに「たよる」しかないことは必然であった。その意味で、横田の「180 度転換」は言説の表面であって、その思考様式は一貫性を欠いているわけではない。

次に恒藤の安全保障や安保に関する認識を考察しよう⁽¹⁶⁾。9条を主題とした論説は、1946年9月に「中外日報」に4回にわたって掲載された「交戦権の放棄」が最も古いと思われる⁽¹⁷⁾。この論説の主要な論点は次の3点である。

第1に、将来、他国からの不法な侵略または攻撃を受けた場合に、軍隊と兵器を利用して抵抗することは不可能であるけれども、それ以外の方法によって抵抗することは十分に可能であり、その方法が全くないと考えるのは誤りである。具体的には、国内に存在する敵国民の抑留、財産の差押え、経済活動の禁止やわが国に碇泊・航行する敵国船舶の抑留など、兵力なしにおこない得る害敵手段は残されている(18)。

第2に、この規定によって、「国家の基本的任務の一たる外敵防衛の任務をば、わが国は今後まつたく遂行せぬこととなる次第であつて、わが国の国家としての在りかたに極めて重大な変化」がもたらされた。抵抗の手段はあっても交戦権は認められないということは、「対外的に国際社会の一員としての在り方の上から見ると」トルストイの説く無抵抗主義の原則を把持しつつ存立することを決意したことになる(19)。

第3に、交戦権を放棄したからといって、国際平和の確保のための国際的協力の問題に対して、今後とても「熱意をもつて積極的に寄与することを怠つてはならぬ重い責務を負う」 ことになった。総じて、米・中・ソ・英・仏の五大国の勢力と利害が錯綜する東方アジアの

⁽¹⁴⁾ 横田前掲『戦争の放棄』169頁。

⁽¹⁵⁾ 同前、171頁。

⁽¹⁶⁾ 安保条約や安全保障と憲法の関係については以下を参照。桐山孝彦「恒藤恭の平和主義と安全保障・憲法」(『大阪市立大学史紀要』7,2014)、同「戦後世界と恒藤恭の社会科学研究——恒藤恭の国際法・世界法研究(五、完)」(大阪市立大学『法学雑誌』64(1・2)2018)。

⁽¹⁷⁾ 恒藤恭「交戦権の放棄」(『中外日報』1946年9月17日、18日、20日、21日付)。

⁽¹⁸⁾ 同前、187頁。

⁽¹⁹⁾ 同前、189~190頁。

中心に、交戦権を放棄した日本という国家が存在することによって、東洋の平和に対していかなる意義と影響をもつかは興味深い問題である⁽²⁰⁾。

このようにまとめてみると、日本国憲法制定直後の両者の安全保障に関する認識には、重点の置き所に明確な差異があることを読み取ることができる。横田が国際機構に「たよる」ことを強調しているのに対して、恒藤の場合、不法な侵略が国連の活動によってより有効に阻止されるであろうという信頼と期待を表明しているものの⁽²¹⁾、外的な無抵抗主義のもつ世界史的画期性を積極的に活かしていくことに注意が注がれている。

この差異は、時間が経つにつれて拡大していく。恒藤が全面講和論の立場から講和問題懇談会で活躍したことについては、広川禎秀が詳しく論じているのでここではふれない⁽²²⁾。広川の議論を踏まえつつ、もう少しあとの時期、1953年の論説を取り上げてみよう。『世界』に掲載された「平和憲法と日本の運命」は、「冷戦」とアメリカにおける安全保障至上主義について次のように批判している。

第二次世界戦争が終ってからいくばくもなく、いわゆる二つの世界の分裂・対立が表面化し、険悪化して行くにつれて、「米国の政治家たちや政治学者たちは、「安全保障」(Security)ということをお題目のようにとなえ、「安全保障」、ことに米国自身の安全保障こそは一切の政治的努力にとって至高かつ最も緊要の課題であるかのように考え、論議する傾向を示すようになった」。アメリカの世界政策は、「ソヴェトの直接的または間接的侵略に対する恐怖と、世界市場における米国の優越性の喪失に対する恐怖とによって根本的に制約されている」。そのような世界政策を実行するために必要な国家予算を獲得するために、「巨大なマス・コミュニケーションの威力を利用して国民の恐怖を刺激し強化する努力が絶えず行われ、またマッカーシー旋風のようなものが暴威をふるって、それ自身恐怖の種子をまき散らし、言論および表現の自由を否定しようとしている(23)」。

アメリカ自身が、1941年の一般教書でルーズベルトが宣言した「恐怖からの自由」を克服するどころか、その元凶となっていることが的確に指摘されている。その上で、恒藤は、こうした安全保障至上主義に日本が巻き込まれ、かかる世界認識を前提として再軍備を進めることが、平和憲法の原則といかに背馳するかを説いている。また、この問題が、「独立」とも深く関わっていることについて、「対日平和条約の発効によって、国際法の上から見た形式上の独立を回復したとはいうものの、七百あまりの地点をつらねる軍事基地の網が全国にわたって敷かれ、実質上、政治上の独立からはるかに遠い位置に日本が立っていることは、明瞭

⁽²⁰⁾ 同前、192頁。

⁽²¹⁾ 同前、191頁。

⁽²²⁾ 広川前掲「恒藤恭と平和問題談話会」。

⁽²³⁾ 恒藤恭「平和憲法と日本の運命」(『世界』1953年10月号、のち『憲法問題』(岩波新書、1964年) に所収) 108頁(頁数は『憲法問題』による)。

に国民の眼に映じている と述べている(24)。

内灘闘争に続いて、砂川闘争、北富士反対闘争と基地反対闘争が高揚する一方で、1957年2月の岸内閣の成立によって改憲の動きが強まる中、恒藤は「平和憲法と国民の真情」を著している。そこでは、憲法改正と政治的従属性について次のように論じている。

一九五二年四月二十八日の対日平和条約によって、わが国の主権は回復され、独立国としての地位に復帰したといっても、それは法的・形式的意義における独立にすぎない。日米安全保障条約や、日米行政協定などにもとづいて、日本は依然として米国に対し高度の政治的従属の地位にたっており、そのために憲法に違反する事実上の再軍備を持続するだけでなく、たえずその増強を強要されている。かような現状のもとで、米国の意向に応じて憲法改正を問題とすることは、とりかえしのつかない、いつまでもわざわいを残すような重大なあやまちをおかすおそれがきわめて大きい(25)。

この議論の前提には、現行憲法が日本国民の十分に自主的・自発的な立場において制定されたものではない、という認識がある。それゆえ、外部から強制された憲法改正を強行することによって、それに類似した事態をふたたび実現せしめるようなことを、私たち国民はきびしく戒めて避けなければならない、と主張するわけである(26)。

このように、安全保障問題をめぐる横田と恒藤の主張の差異は歴然としている。表面的には横田は国際主義、恒藤は国家の自主・自立を基軸にして議論を展開しているように見える。 次章では、この両者の差がどこに発するものなのか、少し別の角度から検証してみよう。

2. 恒藤における民族と民主主義

本章では、恒藤の国家的自主・自立論の背後にある、民族と民主主義についての認識を分析する。

恒藤の戦後初期の論考には、「日本人」や民族を強調したものがすこぶる多い。事例をあげてみよう。1946 年半ばに発表された「民主政治の実現」においては、新日本または新生日本のもつ性格の新しさは、十分に徹底的な意味において解釈されるべきであるとし、「第二次の肇国の大業を成し遂げることによつてのみ日本人は新生日本の国民たり得るのであるといふ事態を自覚するのでなければ、新生日本の本質を明確に認識することは、期待し得べくもない」と述べている(27)。「第二次の肇国の大業」とは、大化の改新につぐ大事業ということを意

⁽²⁴⁾ 同前、111~112頁。

⁽²⁵⁾ 恒藤恭「平和憲法と国民の真情」(『世界』1957年6月号、のち『憲法問題』に所収) 128~129 頁(頁数は『憲法問題』による)。

⁽²⁶⁾ 恒藤前掲「平和憲法と日本の運命 | 101頁。

^{(27) 「}民主政治の実現」(『文藝春秋』1946年6月号、のち『新憲法と民主主義』(岩波書店、1947年) 所収、104頁(頁数は『新憲法と民主主義』による)。

味し⁽²⁸⁾、1300年のあいだ存続した日本国とは全く異なる性格の国家として「日本民族の懸命の努力により建設されねばならぬものである」と説いている⁽²⁹⁾。

さらに、この「大業」の世界史的な意味についても論及し、「旧日本を否定し、新日本を創造することは、日本国民が真に生きがひのある国民生活をいとなみ、世界にも稀れな古い発展の歴史と独自の個性とをもつ民族文化を新たなる立場において再建するための途を切り拓くといふ世界史的意義を帯びた大業」である、と位置づけている(30)。

こうした一見、大仰にも見える表現の背後には、現実の人間を拘束する歴史に対する真摯な認識があることを見逃すべきではない。恒藤は次のように述べている。

日本の国籍を有する一切の個人が、単なる個人としての在り方においてかたちづくる集合的総体が、直ちに新生日本建設の主体たる地位に立つのではない。古来の伝統にもとづいて結合し、現在の国土の上に統一的集団をかたちづくりながら生活し、世界社会の内面に独自の存在を保つてゐるといふ現実のありかたに照応して、あらゆる日本人は日本民族の成員たる資格において新生日本の建設に参加するのであり、政治の方面においては、日本民族が能動的に立ち現れるすがたとしての日本国民が、新生日本における民主政治を実現する主体の地位に立つのである(31)。

とはいえ、その民主政治は一定の制約をこうむっている。「現実の日本民族の政治意識によって天皇制の運命が決定されることとなつてゐる以上、天皇制を除去した民主政治が新生日本の初期において実現されることは、到底可能でない」からである。そこで、新生日本における民主政治を特色づけるのは、「天皇制を存続せしめながら、国家権力の根源たる国民が、政治の主体としての役割を演ずる」という方向性であろう(32)。天皇制なき民主主義を実現できなかったという歴史的事実を、正面から受け止めた民主政治の建設を唱えているところが重要である。

この点について、横田の認識はどうだろうか。1949 年に刊行された『天皇制』において、横田は「純粋に理論的には、天皇制を維持する理由はないといわなくてはならない⁽³³⁾」と、きわめて明解な説明を行っている。その理由は、「厳格にいえば、天皇制というものは、本質的に、民主主義と一致しない」からである。民主主義は「人間の価値と尊厳に対する深い認

⁽²⁸⁾ 相当の程度に大規模の領土と人民をもち整然たる政治機構をそなえた権力団体としての日本国が形成されたことを意味する(同前)。

⁽²⁹⁾ 同前、106 頁。戦中における恒藤の民族認識の発展を踏まえ、人類的理念との関係で戦後の民族 認識を論じたものとして、久野譲太郎「戦後における恒藤恭の民族認識とその展開―敗戦直後から 講和論争期を中心に」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』49-1、2019) がある。

⁽³⁰⁾ 同前、119頁。

⁽³¹⁾ 同前、121~122頁。

⁽³²⁾ 同前。

⁽³³⁾ 横田喜三郎『天皇制』(労働文化社、1949年) 276頁。

識を基礎とし、それに基づく平等を根本観念とするもので、実に絶対の真理の上に立つ政治と社会の普遍的原理」だという点から評価すると、天皇制はこれに一致しない⁽³⁴⁾。

ただし、それはあくまで「純粋に理論的には」という条件付きであり、「天皇制は長い歴史上の制度であるから、人人はそれになれ、感情的には、廃止するにしのびないかも知れない」と補足している。だとすれば、この感情を考慮に入れ、国民の多数の意向を尊重して天皇制を維持することは、民主主義の理に反するわけではない。だが、それでも、天皇制そのものが民主主義に一致しない以上、その弊害が生じないように「くふうをすることが必要である」。そこで、横田は「天皇制に関する新憲法の規定を再検討し、それに必要な修正を加える」ことを、具体的に提唱する(35)。

たとえば、第三条について、内閣の方から天皇に向かってある行為を行うように助言した場合、天皇が必ずそれを行わなくてはならないことを明確にするために、「天皇の国事に関するすべての行為は、内閣の助言と承認にしたがつて行うことを要し」としてはどうか、と提案している。また、第六条「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する」とあるが、「任命」はよくないので、「天皇は、国会の指名によって決定した内閣総理大臣の任命式を行う」と修正してはどうかとも述べている(36)。条文の修正によって、天皇の政治への関与を完全に封じようとするのが横田のスタンスであった。

このように見てくると、民主主義と天皇制の関係について、横田は恒藤よりもずっと明晰な論理を展開しており、ある意味ラディカルである。加えて横田には、恒藤のような民族や伝統・歴史へのこだわりがあまり見られないことに注目しておきたい。それには、横田の専門が国際法であることが大きく関係していたであろう。

次に、戦争の原因と責任に関する両者の議論を見てみよう。

恒藤は、今回の戦争の推進力について、帝国主義段階にまで十分に成熟した資本主義を背景とし、大ブルジョアジー(財閥)・軍閥・官僚によって全体主義政治体制が構築されたことを重視している。その上で、憲法によって規定された立憲主義の政治体制が否定され、根本的に性格を異にする「日本的全体主義の政治体制」が非合法的に確立され、法治国としての日本国は姿を消したことをもって、一種の「革命」ととらえている。さらに、それは「国際政治的諸事情によつて極めて強く制約されたところの、世界史的意義の甚だ鮮明な革命であった」として、独・伊との枢軸国形成と密接に結びついたものと解釈していることも注目される⁽³⁷⁾。

⁽³⁴⁾ 同前、276~277 頁。

⁽³⁵⁾ 同前、278頁。

⁽³⁶⁾ 同前、279~281 頁。

⁽³⁷⁾ 恒藤恭「改正憲法の革命的性格」(『時論』1947年1月号、のち『新憲法と民主主義』に所収) 92~93頁(頁数は『新憲法と民主主義』による)。

恒藤にならえば、敗戦によって、軍部・官僚・財閥の結合勢力が一たまりもなく打ち砕かれ、憲法は再びその効力を取りもどした⁽³⁸⁾。しかし、敗戦という結果は、旧来の憲法のもとでの国家体制に根本的な改編を迫り、「典型的な無血革命」が行われることになった。恒藤はこの「無血革命」の裏側には、「満洲事変の発生のころから太平洋戦争の終結にいたるまでの期間にうしなはれた無数の人命や、破壊された無量の文化財」があったことに思いを致し、「このたびの無血革命は測ることの出来ない大犠牲の結果として可能とされたものと言ふべき」であるとした⁽³⁹⁾。

こうした戦争認識と「日本人」ないし民族へのこだわりは、恒藤において密接に結びついていた。戦争がもたらした惨禍を根本に据え、「侵略的軍国主義の国策の遂行を阻止し得なかったのであるから」、「政治道徳(Political morality)の観点から見た場合には」、戦争責任は「日本国民が全体として責任を負わねばならぬ道理である」と主張している。そして、「このような責任を償う唯一の方法は、徹底的平和主義の理想を堅く把持しつつ、民主的平和国家の建設のためにひたすらに精進し、努力することであらねばならぬ」と結論づけている(40)。「日本人」や民族の強調は、表面だけ見るとナショナリストとして括られかねない危うさをもっている。しかし、恒藤の場合に考慮されなければならないのは、それが侵略戦争を阻止できなかった国民の責任と「民主的平和国家」の建設を固く結びつける役割を果たしていることである。

一方の横田の戦争責任論はどうだろうか。1947年に刊行された『戦争犯罪論』を参照してみよう。この書の構成は、次のようになっている。〈第1章〉新憲法と戦争の放棄、〈第2章〉戦争の放棄に関する規定、〈第3章〉他の憲法との比較、〈第4章〉国際的な戦争の放棄、〈第5章〉戦争の放棄と日本の将来。

内容としては、第二次世界大戦までの戦争犯罪の概念 (何が戦争犯罪とされたか) の変化、「平和に対する罪」「通常の戦争犯罪」「人道に対する罪」の解説、ニュルンベルク裁判と東京裁判の起訴理由と判決の解説、などが主要な論点になっている。国際法の展開を順次説明していくという手法は、横田に限ったことではないが、彼の場合、それを批判的に検討するというよりも、淡々と内容を解説していくところに特徴があるように思われる。

方法の問題はさておき、横田はこの書で戦争の原因と侵略戦争への反省について次のように述べている。恒藤と対比させるために、少し長くなるが引用しておく。

かえりみれば、満洲事変からこのかた、一五年の長い間にわたつて、日本は軍部と官僚にひきずられ、極端な侵略的戦争を行つてきた。弱肉強食の帝国主義的侵略を重ねてきた。条約

⁽³⁸⁾ 同前。

⁽³⁹⁾ 同前、83頁。

⁽⁴⁰⁾ 同前、恒藤恭「戦争放棄の問題」(『世界』1949年5・6月号、のち『憲法問題』に所収)38~9 頁。

を無視し、正義に挑戦し、驚くべき暴挙を行った。それが誤つていたことは、いまはたれにも明白である。これからは、かような行き方を絶対に改めなくてはならない。そうして、平和と協力の方向に進むべきである。他の諸国と平和のうちに生活し、たがいの利益と発達のために協力するのである。それによつてはじめて、日本の本当の幸福と向上も可能になる。

しかし、そのためには、まずもつて、過つた過去を清算しなくてはならない。過去の誤りを 徹底的にただし、あくまで反省しなくてはならない。そこに、はじめて、新しい更生への道も 開かれる。かように、過去を完全に精算し、将来への更生の道を開くのが戦争犯罪人の裁判 である。その処罰である⁽⁴¹⁾。

恒藤が侵略戦争を主導した勢力として財閥、軍閥、官僚をあげていたのに対して、横田が官僚、軍閥にしか言及していないことはさておき、決定的な違いは恒藤が国民の責任に重点を置いているのに対して、横田は戦争犯罪人の処罰を重視している点にある。両者の立ち位置の違いがこの差を生んでいると思われる。恒藤は内在的思考を徹底することによって、戦争への民族的反省と結びつけて平和的民主主義国家の建設を論じたのに対し、横田は、「条約を無視し、正義に挑戦」した「誤った過去を清算」すること、そのための戦争犯罪人の裁判に焦点を定めている。逆に言うと、恒藤には戦争犯罪や戦争責任論に関する論説があまりないが、横田には国家ないし民族の歴史を踏まえて民主主義を論じるという発想はほとんどないのである。

横田が侵略戦争を批判する際に基準としているのは、「国際的民主主義の原則」である。横田の反省は次のようなものである。「満洲事変からこのかた、日本はつねに国際的民主主義の原則を無視し、これに反して行動して」きており、「そのきはまるところ、つひに太平洋戦争の発生となつた」。「この戦争に完全に敗北し、無条件降伏のやむなきに至つたが、それも結局はかような行動の必然的な結果にほかならない」。だから、「これからの日本としては、ぜひとも国際的民主主義の原則を尊重し、これにしたがつて行動しなくてはならない」。これが「本来の行きかた」であり、戦争に負けたことは、「たまたま、本来の行きかたの正当なことを証明したにすぎない」。今回の戦争を契機として、「世界そのものがまた飛躍的に民主主義の傾向を強化し、国際的民主主義がはなばなしい展開を示そうとしてゐる」から、なおさらである(42)。

ここまでの検討によって、敗戦から間もない頃の恒藤と横田の議論は、結論だけから見る と同じような立場から展開されているように思われるが、内容を厳密に分析してみると、両 者の間には大きな視点の相違があることがわかった。横田の議論は、国際的民主主義がます ます発達していくと思われた世界的趨勢に棹さしていくことに重きを置いていることを確認 しておきたい。

⁽⁴¹⁾ 横田喜三郎『戦争犯罪論』(有斐閣、1947年) 6~7頁。

⁽⁴²⁾ 横田喜三郎『国際的民主主義』(革新社、1947年)2頁。

3. 「国家主義」・「国際主義」・「世界民」

前章までに見てきた恒藤と横田の差異の思想的根源は、どこに求められるのか。本章ではこの問題を解く糸口として、国家主義、国際主義、「世界民」といった概念を取り上げ、これらについて両者がどう論じているかを検討する。恒藤の場合は、1921年に発表した「世界民の愉悦と悲哀」を一部削除・修正した上で、『世界民の立場から』と改題して1946年に刊行しているので(43)、それをもとに検討する。紙幅の制約もあるので、横田の議論とできるだけ対照させる形で、恒藤の「世界民」思想、「世界主義」の特質を明らかにしたいと思う(44)。

最初に、国家主義から見てみよう。恒藤は国家主義を「第一の意味」と「第二の意味」の 二つに分かっている。前者は、社会組織の維持の条件または方法としての国家の存在価値を 肯定するもので、これについては世界主義、すなわち「世界民」の立場と両立しうるとする (世界主義については後述)。国家のような強制権力の支配を前提とすることなしに、平和的 社会生活を営み得るような道徳性の水準に達していない間は、「第一の意味」の国家主義は容 認せざるを得ないというわけである。一方、「第二の意味」の国家主義については、国家とい う団体そのものに対し独自の価値を認め、特定の国家の利害を標準として社会生活の全体を 規定しようとする思想と規定し、これについては世界主義と相容れないとしている(45)。

その上で、恒藤は「第二の意味」の国家主義を、さらに「絶対的国家主義」と「相対的国家主義」の二つに区別して議論を進めている。前者は、特定の国家(自国)以外のすべての国家の存立や発展にいかなる意味においても独立の価値を認めないで、それらは特定の国家(自国)の存立・発展のための手段としてのみ意義をもつ、とする考え方である。これに対して、「相対的国家主義」は、特定の国家(自国)以外のすべての国家の存在は、特定の国家(自国)の存立発展のために役立つところから価値が与えられるとするが、それらの国家の

^{(43) 『}改造』1921 年 6 月号に掲載され、のちに若干の修正を行って『国際法及び国際問題』に収録された。さらに、それは1946 年 4 月、ロシア革命と民族自決権に関する部分と軍備全廃運動に関する部分を削除して『世界民の立場から』として再刊された(これについては大阪市立大学恒藤記念室が2013 年に編集した『世界民の立場から』に付された広川禎秀の解説で詳しくふれられている)。

⁽⁴⁴⁾ 恒藤の「世界民」思想は 1921 年に展開されたものであるから、戦前の思想を戦後のものとして取り扱うことは不適切ではないか、という批判もあろう。それについては次の 2 点を指摘しておきたい。第 1 に、戦後に『世界民の立場から』として再刊されたことから、戦後の恒藤の思想の基盤がここにあることを改めて自身も確認したと解釈できる。したがって、前章までで確認した安保批判や民族へのこだわりは、「世界民」思想を基礎として理解されねばならず、戦後の「世界民」はそうした思考の連関性のもとで評価されるべきだと考える。第 2 に、横田の国際民主主義論は、一部で恒藤の『世界民の立場から』ときわめて類似した論理展開を行っていることを重視する必要がある。つまり、恒藤の「世界民」思想は戦前のものであっても、戦後史的脈絡の中で「世界民主義」が新たな歴史的意味をもったと考えるべきである。本章の課題はそれを明らかにすることにある。

^{(45) 『}世界民の立場から』16~17 頁(頁数は大阪市立大学恒藤記念室版による)。

存立・発展そのものに対しても、「第二次的な価値ではあるが尚ほ独立の価値たることを失はないところの目的価値を認める」と説明されている(46)。注目しておきたいのは、繰り返しになるが、恒藤がこの二つからなる「第二の意味」の国家主義について、世界主義と相容れないとしていることである。

続いて、横田の国家主義認識を検討しよう。横田は、国家主義を「国家の利益と発達を第一義的な目的とし、それを中心としてものを考え、または行動すること」と定義し、恒藤が抽出した「第一の意味」の国家主義という範疇を設けていない⁽⁴⁷⁾。横田の国家主義は、恒藤のいう「第二の国家主義」にほぼ一致し、これを二つに区分していることも共通する。横田の場合は、「極端な」国家主義と「温和な」国家主義と表現されている。

このうち、前者は、「もっぱら自国の利益と発達のみを目的とし、他国のそれを考慮しない。もし自国の利益と発達のためであるならば、他国のそれをぎせいにすることもちゆうちよしない。いな、他国の領土を侵害し、その独立を奪ふことさえも、あへてはばからない(48)」。したがって、これは国家を平等に見る国際主義とは相容れない(国際主義については後述)。一方、後者の「温和な」国家主義は、「自国の利益と発達を計るとともに、他国のそれも承認し、尊重する。自国と同時に他国のことも考え、それと自国との共同生活の必要を認め、他国の利益と発達のためにも考慮を払うことを心がけるのである」。このような国家主義なら、国際主義との両立が可能であるとされている(49)。

ここまでの考察によって重要なことに気づかされる。国家主義を区分し、設定された基準と両立するかどうかを問うという論理構造になっている点で、両者はよく似ている。一方が他方を参照しているとしか思えないほど、一部の表現は酷似している。両者の著書の発行年月日は、『世界民の立場から』が1946年4月、『国際的民主主義』が1947年6月であるから、前後関係は明白である。それはさておき、ここで問題にしたいのは、議論を立てる際の評価基準の違いである。横田の基準は国際主義、恒藤の基準は世界主義であるから、まずは前者の国際主義について、両者の見解を明らかにしなければならない。

これまでとは順番を変えて、横田から見ておこう。横田は、国際主義を論じる際に、国際 的民主主義を論理的前提にしている。国際的民主主義とは、国際関係に民主主義を適用した ものである。ならば民主主義とはどのように定義されるか。横田によれば、民主主義の基本 的思想は、「すべての人がひとしく人としての価値を有し、その人格を尊重され、平等に取扱 はれるべきだということ | にある。これを国際社会に援用すると、「すべての国家がひとしく

⁽⁴⁶⁾ 同前、17~18頁。

⁽⁴⁷⁾ 横田前掲『国際的民主主義』71 頁。旧仮名遣いと漢字表記、若干の言い回しを改め、基本的にほぼ同じ内容の『民主主義の広い理解のために』が1951 年7月に刊行されている。

⁽⁴⁸⁾ 同前、71頁。

⁽⁴⁹⁾ 同前。

国家としての価値を認められ、国家として尊重され、平等に取扱はれるべきだといふことに なる(50)。

これとは別に、横田は基本的人権の観点からも、国際民主主義を解説している。それは二 つの側面に分けられ、第1に諸国家の基本的権利という意味で、第2に個人の基本的権利と いう意味で問題にされている。前者については、次の3点が指摘されている。①国家の存在 と独立の保障(領土の保障も含む。これについては、すでに国際連盟で、安全保障の問題と して規定され、各連盟国は領土保全と政治的独立を尊重し、外部の侵略に対してこれを擁護 するとされていた)、②国家の自由に関する権利、③国家としての幸福と発達を追求する権利、 である(51)。ここでは、基本的人権の国家への適応という手法によって、国家を権利主体とし て実体的に認識させようとしていることに注目しておきたい。③のような国家の「幸福」と いった意味不明の表現も、こうした手法によって導き出されたものである。

個人の基本的人権については、国際連合憲章前文が「基本的人権と人間の尊厳及び価値と 男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し|ている。国連憲章第1条3項 は、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重 するように助長奨励すること」と規定している。横田はこれについて、「個人の基本的人権が 国際的な保障のもとにおかれ、正式に国際政治の対象とされたといふ意味で、これはきはめ て重要なことである | と評価している(52)。

さらに横田の国際民主主義を理解する上で無視できない点は、多数決原則に対する評価で ある。この点は、横田が民主主義を論じる際に、「多数者の意志するところに少数者も合流し、 それを共同の意志とみなし、両者がひとしくそれにしたがって行動する(53)」多数決の原則が 強調されていたが、それがそのまま国際民主主義にも適用される。彼は、多数者の意志が客 観的に正当であるかどうかは別として、多数の意志を尊重すべきことを強調している。こう した主張は次のような叙述に顕著に表れている。「言葉をかへていへば、日本は太平洋戦争で も国際的民主主義に反して行動し、つひにそのために完全に敗北するに至つた」のであり、 「かように見てくれば、これからの日本は、このような行き方を完全に清算し」「多数の国家 の意志を尊重し、それにしたがつて行動しなくてはならない(54)」。

以上が国際民主主義論であり、横田はこれを前提にして国際主義の説明へと進んでいく。

⁽⁵⁰⁾ 横田前掲『国際的民主主義』74~75 頁。民主主義を国際関係にスライドさせて議論するが、国 内の民主主義と国際的民主主義の関係は問われていない。したがって、民主主義論として横田の議 論をどう評価するかが別の課題として浮上する。本稿ではそれに論及する紙幅がないので、別稿を 期したい。

⁽⁵¹⁾ 同前、112頁。

⁽⁵²⁾ 同前、133頁。

⁽⁵³⁾ 同前、30頁。

⁽⁵⁴⁾ 同前、168頁。

両者の関係については、「国際主義と国際的民主主義とはたがひに本質的に一致しており」、「両者は本質的に同一である」とされている。ただ、第二次世界大戦以前の国際主義においては、「民主主義の要素がかならずしもはっきりと意識されてゐなかつた」。とくに「多数決の原則はまだ明瞭には国際主義の要素とされてゐなかつた」としている(55)。両者は理念と現実の関係に近いが、「本質的には同一」としていることからわかるように、横田は国際民主主義というあるべき理念に引きつけて国際主義を解釈する傾向が強い。

では、実際に国際主義はどのように説明されているのか。その定義を抽出すると以下のようになる。「国際主義は単に一つの民族の、または単に一つの国家の、利益と発達を目的とすることなく、他の民族の、また他の国家のそれも尊重し、したがって広く一般に全人類の利益と発達を尊重し、その共同生活の維持と向上を計らうとする思想や運動である⁽⁵⁶⁾」。ところが、この引用箇所のすぐあと、国際主義には個人を単位とするものと、国家を単位とするものがあるとして、微妙に表現を修正している。すなわち、国際主義とは、「すべての人や国家の利益と発達を尊重し、それらの共同生活の維持と向上を計らうとするもの」であり、「単に自己や自国のみの利益と発達を目的とするものではない⁽⁵⁷⁾」、と説明している。

ここで注意すべきは、全人類の「共同生活の維持と向上」という観点である。別の箇所では、国際主義は「結局においてすべての人または国家にひとしく価値を認め、その人格を尊重し、これを平等に取扱ふという思想を根本の立場とするものである⁽⁵⁸⁾」とも表現されている。それにしても、なぜ、諸国家の共同生活ではなく、全人類的な共同生活という観点から国際主義を説明したのだろうか。

その理由は、国際主義の構成単位に着目し、国家を単位とするものと個人を単位とするものに区分するという手法と深く関わっている。一般的には、国家を単位とするもののみを国際主義とし、言葉だけからいうとこの用法が適当だと思われることを、横田自信も認めている。しかし、彼はあえてそうせず、個人を単位とするものも包含して、国際主義を広く解釈する。

ならば、個人を単位とする国際主義とは何か。「国家とか、国民とか、国境とかいふ要素を抜きにし、直接に個人を基礎として、そのような〔国際主義的な〕思想または運動を考へるもの」あるいは「個人を人類の一員として考へ、その共同生活を地盤として世界をながめ、この地盤のうえに、個人の共同生活を個人の協力によつて発達させようとするもの」というのが、その説明である⁽⁵⁹⁾。その際、これを「世界民主義(Cosmopolitanism)と表現している

⁽⁵⁵⁾ 同前、78頁。

⁽⁵⁶⁾ 同前。

⁽⁵⁷⁾ 同前、73頁。傍点は引用者による。以下、同じ。

⁽⁵⁸⁾ 同前。

⁽⁵⁹⁾ 同前、68頁。

ことに注意を払っておきたい。この部分をもう少し展開すれば、次のようになる。

国家を単位とし、それらの協力によつて、それらの共同生活を発達させるといつても、結局にお いて、協力するのは個人であり、その協力によつて、個人の共同生活が発達させられることにな るのであるから、個人を単位とする世界民主義と本質的に差異があるわけではない。のみなら ず、いわゆる世界民主義も、普通には、国際主義のうちに含められてゐるから、しひてこれを除 外することは適当でないといえよう。国際主義を広く解し、そのうちに両者を包含させるのが もつとも適当である⁽⁶⁰⁾。

傍点部分は、国家間の協力と個人間の協力とを意図的に混同させており、説得的とはいい がたい。同様に、「国家を基礎とする国際主義は、温和な国家主義のうへに立つもので、国家 主義と世界民主義とを折衷的に調和したものだといふこともできる(61)」という説明も、国家 を単位とする国際主義と個人を単位とする国際主義の差異を曖昧にし、両者の矛盾する側面 を「調和」という言葉で隠蔽している。多少の無理をおかしてでも、「世界民主義」を国際主 義に包摂すること自体が目的だったのではないかという推測も成り立ちうる。国際主義を定 義する際に「すべての人や国家の利益と発達」の尊重と表現したのも、そのような意図があ ったからであろう。

この点をさらに検証するために、「世界民主義」の説明を見てみよう。横田によれば「世界 民主義」は、その極端な形態では、国家を解消し、国境を撤廃し、全世界を打って一丸とす る世界国家の建設を志向するものだとされる。世界国家の一員として「世界民」と称される というわけである。しかし、それはユートピア的なものであり、容易に実現されることはな い。だだ、そこまで至らなくても、個人を単位とし、その協力によって人類の利益と幸福を 増進し、その共同生活の促進を図ろうとするものも「世界民主義」と称して差し支えない。 その目的のために、独自の団体を組織したり、会議を開いたりするときには、国家の代表と してではなく、個人の資格で参加するのである。

このように規定された「世界民」と「世界民主義」を、まるごと国際主義の中に包摂しよ うとするのが横田の手法なのである。そうであれば、結果的に、「世界民主義」における世界 国家の建設といった志向性、世界国家の一員といった自覚は、限りなく減退させられること になる。もっと言えば、国家を単位とする国際主義は国家主義的本質をもつから、個人を犠 牲にした国家の「共同生活」の維持と向上を計ろうとする傾向を払拭することは、そう簡単 にはできないはずである。

実際、この時期に顕在化する冷戦のもとで、国際主義的な軍事的安全保障は、個人を単位 とし、その協力によって人類の利益と幸福を増進しようとする「世界民主義」など歯牙にも かけないことが明白となる。横田が『国際的民主主義』を刊行したのは 1947 年であるから、

⁽⁶⁰⁾ 同前、69頁。

⁽⁶¹⁾ 同前、70頁。以下の「世界民主義」の説明は69~71頁。

そうした事態は想定されていないと弁解できるかもしれない。しかし、同書の言い回しを変えただけでほぼ同内容の『民主主義の広い理解のために』が、朝鮮戦争を経験した 1951 年 7 月に刊行されている。あえてこの時期に、国際民主主義を論じた著書を刊行したということは、何らかの強い意志があったと考えざるをえない。その頃の横田の言動を考慮すれば、刊行2ヵ月後の9月にはサンフランシスコ講和条約が締結されていることから、それに対する後方支援の意味があったと推測される。以上の考察によって、国際主義と「世界民主義」との齟齬や相克にふれず、国際主義をもっとも優先すべき価値として設定するのが横田の議論の特徴であることが明らかとなった。

さて、今度は恒藤の議論を検証する。国際主義から見てみよう。恒藤は、国際主義を「多数の国家が相互の間に利益の連帯の関係を有つている事実、すなはち或る国家の満足な存立発展は、他の国家との平和的交通を持続することによってのみ可能であるという事実を根拠として、多数の国家は相互に他の国家の法理的人格を承認すべきであるという思想⁽⁶²⁾」と定義する。その上で、これを国家主義的国際主義と個人主義的国際主義に区分する。前者は、「他の国家の存立発展には独自の価値があるけれど、それは自国の存立発展のために間接に役立つ」とするもので、後者は、「各個の国家の存立発展には、他の国家の存立発展のために役立つと否とに拘はらず、一定の価値がある」とする考え方である。

横田の国際主義認識と比較してみると、恒藤の場合、横田にはあった諸国家による「共同生活の維持と向上」という視点は欠如している。これについては、横田が国際連盟や国際連合などの国際組織の発達を経験した時点で書いているのに対して、「世界民」の論文は 1921年に発表されており、時代的制約を考慮しなければならない。ただ、戦後の恒藤も安全保障との関連で国際連合については高く評価している論説も書いているので、視野入っていないわけではないことを指摘しておかねばならない。

後者の個人主義的国際主義については、両者の論点は全く異なっており、そこが最も肝心なところである。恒藤は、個人主義的国際主義の説明においても、諸国家の共同性よりも諸国家の個々の「存立発展」に論点を定めているが、あくまでもその評価基準は「個人」においている。個人主義的国際主義が国家に「一定の価値」を認めるといった場合に、「一定の価値」とは、「個人の人格を維持し向上するための手段としての価値」なのであり、それ以上のものではない。そのように規定した上で、「世界主義」は個人主義的国際主義なら許容できるとした(63)。諸国家の共同性を中心的に論じる横田の場合には、こうした論点が全く欠如している。

それが何を意味するかは、「世界民」の権利に関する恒藤の議論を見ることによって鮮明になる。恒藤は国家に対する「世界民」の権利として、「何よりも先づ国家に向つてすべての人

^{(62) 『}世界民の立場から』 18 頁。

⁽⁶³⁾ 同前、19頁。

類の自由と幸福とを確保せむことを要求し得ることでなければならぬし、世界民の義務の主要なものは、国家をして斯かる要求に応じてすべての人類の利益のために活動せしめるやう、国家を指導することでなければならなぬ⁽⁶⁴⁾」としている。これを生存権の観点から考えると、世界民には次の三つのことを要求する権利があるとする。第1に、「世界民は、各国家がその国民の全員に対し、平等な生存権を確保すべきこと」、第2に、「世界民は、各国家がその領土内に在る一切の他国民に対し自国民と平等なる生存権を確保すべきこと」、第3に「世界民はそれぞれの国家を構成してゐる国民の平均的生活程度が、能ふ限り同一の高さに近づき得るやう各国家が相互に他の国家に対して必要な生活手段を補給し合ふべき義務を履行すること」、である⁽⁶⁵⁾。

ここで横田の説明に戻ってみると、同じく「世界民」に言及しながら、横田は国家に対して要求する権利といった見地を全く脱落させていることがわかる。「世界民主義」をCosmopolitanism と同義とし、「個人を人類の一員と考え、その共同生活を地盤として世界をながめ」る立場と規定した場合、国家に対して何かを要求する権利をもつといった観点は論理的に発生しない。逆に言うと、国家に対して要求する権利を剥奪するためには、「世界民主義」を恒藤の定義とは異なる一般的な Cosmopolitanism に置き換えて論ずる必要があった。極めて巧妙な換骨奪胎と言えよう。

このように見てくると、横田と恒藤の議論の相違は両者の思想の根源にまで達するものであったことがわかる。恒藤の議論には、個人と国家の緊張・対抗関係が組み込まれていたが、横田はそれを国際主義によって調和しようとしたのである。横田の議論は、手段としての国家(恒藤)を、温和な国家主義と世界民主義との折衷・調和によって、目的としての国家に容易に転換できる契機を組み込んでいた。横田の議論が「世界民」や「世界民主義」を、恒藤とは別の意味に解せねば成立しなかったということは、『世界民の立場から』こそが恒藤の議論の基盤を形づくっていたことを証明している。

おわりに

武藤一羊は、戦後国家の正統化原理として①「米国の覇権」、②「憲法の平和主義・民主主義」、③「大日本帝国の継承」の三つをあげ、戦後国家は「相互に排除し合う国家正統化原理を折衷的に統合する構成体として作られ、継続してきた」と述べている(66)。この仮説は戦後国家を大づかみに把握するためには有効であると思われるので、これに依拠しつつ、恒藤、

⁽⁶⁴⁾ 同前、9頁。

⁽⁶⁵⁾ 同前、10~11頁。

⁽⁶⁶⁾ 武藤一羊『戦後レジームと憲法平和主義――〈帝国継承〉の柱に斧を』(れんが書房新社、2016年) 15 頁。

横田の議論を整理しておきたい。まず確認できることは、両者ともに③の原理に対しては否定的なことであり、それこそが占領期に両者を戦後民主主義の担い手として押し上げた理由であった。ところが、①、②については両者の姿勢は大きく異なる。横田は①、②を「折衷的に調和」しようとしたのに対し、恒藤は①と②の間の矛盾・対抗を強く意識し、②の原理を堅持して譲らなかった。

横田は、民主主義や人権の概念を決して無視していたわけではなく、むしろ、国際的民主主義を論じる際には、それらを積極的に論理に組み込んでいた。しかし、「国家主義と世界民主義とを折衷的に調和した」温和な国家主義という説明は、きわめて曖昧であり、「世界民主義」を切り捨てた国家主義への転化を抑制する論理的装置は何もない。また、横田においては、多数決は「個人と団体、自由と統制、平等と権力という解消することのできない分化と対立」に、「有機的な結合をもたらし、総合的な結束を全うする」ものであり、その弊害が指摘されることは基本的にない⁽⁶⁷⁾。多数決が現実には往々にして強者(権力者)に有利に働くことなどは、あえて視野から退けられているように思われる。「国家安全保障」という枠組による世界認識と、多数決による国際的民主主義が組み合わされば、アメリカの世界的覇権を正当化する論理は比較的容易に構成される。

一方、恒藤は憲法平和主義の重要な担い手となるが、その際に着目しなければならないのは、恒藤の平和主義は国家安全保障ではなく、「世界民」思想に見られる個人の「生存権」を基盤にして展開されていたことである。 2章で述べたとおり、恒藤は民族に強いこだわりをもっていたが、その思想の根底には、国家主義ないし国民主義に回収されない歯止めが存在していた。「世界民」思想こそ、それであった。国家そのものに独自の価値を認めないとした恒藤においては、国家安全保障という観点からの考察がほとんどみられない。国家安全保障論のフレームワークが、「世界民」思想と相反することが意識されていた可能性は大いにあるが、その点についてはさらに検証の余地がある。

最後に、恒藤に関して論じられなければならない今後の課題を二つ指摘しておきたい。一つは、「民族」と沖縄の関係である。恒藤においては、沖縄問題はどのように意識されていたのだろうか。憲法平和主義は、暗黙のうちに沖縄を除外していた面があるが、恒藤の場合はどうだったのかを検証してみる必要がある。いま一つは、植民地支配、植民地責任の問題である。戦後の知識人が民族・国民の枠で民主主義を論じ、この問題を正面から取り上げてこなかったことはすでに指摘されている。恒藤も植民地支配への言及は極めて少ないように思われるが、今後の検討が必要である。これらの課題の解明によってこそ、恒藤の戦後思想は歴史的に十全に評価されるのであり、本稿はその第一歩にすぎない。

(こばやし ひろはる・京都府立大学文学部教授)